

令和8年度

鳴立庵施設使用のしおり

【使用料】

区分	単位	金額	
句会、講演会、講座等	1時間	町内	310円
		町外	620円
展示、展覧会等	1日	町内	2,040円
		町外	4,080円

【使用可能施設】

施設名	広さ	貸出物品
道場	10畳	座卓、座布団
控室	16畳	座卓、座布団
茶室	4.5畳	座卓、座布団
庭園	※内容、場所の要相談	—

【申込区分】

町内 団体の代表者が大磯町内に在住の場合

町外 上記の条件に当てはまらない場合

【予約期間】

使用する月の2か月前の月初から利用日の7日前まで

例) 使用日: 4月10日→予約期間: 2月1日~4月3日

【予約方法】

- ① 鳴立庵へ電話にて予約状況の確認、仮予約の受付をしてください。
- ② 申請書をダウンロードし、鳴立庵へご提出ください。
- ③ 使用日当日に鳴立庵にてお支払をお願いいたします。使用許可書をお渡します。

※万が一、申請後にキャンセルをする場合は、直ちに電話にて連絡を願います。

※使用料納入後はキャンセルされても返金できません。

【使用目的】

本施設は、俳諧道場として由緒ある歴史的な文化財を保存活用し、文化の向上と観光の発展を図るために設置されています。町主催事業実施の場合は利用できません。

また、次の目的での使用もお断りさせていただきます。

- ・使用の目的が鳴立庵の設置の趣旨に適合しないと認められるとき
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・施設等を損傷するおそれがあると認められるとき
- ・その他施設の管理上支障があると認められるとき

【注意事項】

- ・使用時間は準備から片付けまでの時間を含めて申請をしてください。なお、貸出する備品の設置等は使用者ご自身に行っていただきます。
- ・施設の駐車場はありません。土日祝日については、大磯町役場駐車場の有料開放をご利用ください。
- ・文化財保護のため飲食を主目的とした使用はできません。蓋つきの入れ物に入った飲み物による水分補給は可能です。鳴立庵で販売している飲食物については、この限りではありません。
- ・火気・危険物の持ち込みはできません。
- ・騒音、怒声を発する、または暴力を用いる等で他人に迷惑を掛けた場合は、関係機関へ連絡します。
- ・その他、施設職員の指示に従ってください。

【申請書提出先】

鳴立庵

〒255-0003 大磯町大磯 1289

FAX 0463-61-6926

メール shigitatuan@gmail.com

【問い合わせ先】

大磯町 産業環境部 産業観光課 観光推進係

電話 0463-61-4100 内線 334